

機1

令和4年7月26日

各 部 局 長 殿

国立大学法人新潟大学長

牛 木 辰 男

(公印省略)

「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う特別休暇及び健康チェック等の取扱いについて」の一部改正について（通知）

「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う特別休暇及び健康チェック等の取扱いについて（令和2年10月28日2新大労第112号）」の一部を改正しましたので、別添のとおり送付します。

担当 総務部労務福利課 伊藤

TEL: 025-262-6032

2 新大労第 112 号
令和 2 年 10 月 28 日
(令和 3 年 10 月 1 日一部改正)
(令和 4 年 1 月 21 日一部改正)
(令和 4 年 1 月 31 日一部改正)
(令和 4 年 2 月 3 日一部改正)
(令和 4 年 7 月 26 日一部改正)

各 部 局 長 殿

国立大学法人新潟大学長
牛 木 辰 男
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う特別休暇及び健康チェック等
の取扱いについて (通知)

このことについて、当分の間、下記のとおり取扱うこととし、その終期については、状況等を勘案の上、おって通知します。

なお、本通知に伴い、「新型コロナウイルス感染防止に伴う臨時措置について (通知) (令和 2 年 2 月 27 日付け元新大労第 126 号)」は廃止します。

記

1 自宅待機を命じる場合

次の(1)又は(2)に該当する場合は、別表に定める期間、自宅待機を命じ、その間は特別休暇として取り扱う。

なお、自宅待機期間は、外出を自粛するとともに、別表のとおり健康チェックを行うものとする。

- (1) 強いだるさ (倦怠感) , 息苦しさ (呼吸困難) , 高熱等がある場合
- (2) 濃厚接触者で、PCR/抗原検査で陰性又は未検査の場合

2 自宅での休養を勧奨する場合

次の(1)又は(2)に該当する場合は、自宅での休養を勧奨し、勤務しないことがやむを得ないと認められる期間は特別休暇として取り扱う。

なお、自宅での休養期間は、外出を自粛するとともに、別表のとおり健康チェックを行うものとする。

- (1) 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要がある場合
- (2) 濃厚接触の可能性がある場合

3 その他

- ・PCR/抗原検査で陽性の場合、退院後 (宿泊療養等の解除を含む) は別表のとおり健康チェックを行うものとする。
- ・新潟県以外の地域等への移動又は新潟県以外の地域等からの来訪者との会合等を行った場合は、別表のとおり健康観察に心がける。

※ 上記 1 及び 2 における特別休暇は、職員の勤務時間、休暇等に関する規程第 26 条第 16 号 (非常勤職員にあっては、非常勤職員就業規則第 50 条第 4 号) に規定する出勤することが著しく困難であると認める場合として取り扱うものとします。

担当 総務部労務福利課 伊藤
TEL: 025-262-6032

2 新大労第 112 号
令和 2 年 10 月 28 日
(令和 3 年 10 月 1 日一部改正)
(令和 4 年 1 月 21 日一部改正)
(令和 4 年 1 月 31 日一部改正)
(令和 4 年 2 月 3 日一部改正)
(令和 4 年 7 月 26 日一部改正)

各 部 局 長 殿

国立大学法人新潟大学長
牛 木 辰 男
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う特別休暇及び健康チェック等
の取扱いについて (通知)

このことについて、当分の間、下記のとおり取扱うこととし、その終期については、状況等を勘案の上、おって通知します。

なお、本通知に伴い、「新型コロナウイルス感染防止に伴う臨時措置について (通知) (令和 2 年 2 月 27 日付け元新大労第 126 号)」は廃止します。

記

1 自宅待機を命じる場合

次の(1)又は(2)に該当する場合は、別表に定める期間、自宅待機を命じ、その間は特別休暇として取り扱う。

なお、自宅待機期間は、外出を自粛するとともに、別表のとおり健康チェックを行うものとする。

- (1) 強いだるさ (倦怠感) , 息苦しさ (呼吸困難) , 高熱等がある場合
- (2) 濃厚接触者で、PCR/抗原検査で陰性又は未検査の場合

2 自宅での休養を勧奨する場合

次の(1)又は(2)に該当する場合は、自宅での休養を勧奨し、勤務しないことがやむを得ないと認められる期間は特別休暇として取り扱う。

なお、自宅での休養期間は、外出を自粛するとともに、別表のとおり健康チェックを行うものとする。

- (1) 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要がある場合
- (2) 濃厚接触の可能性がある場合

3 その他

- ・PCR/抗原検査で陽性の場合、退院後 (宿泊療養等の解除を含む) は別表のとおり健康チェックを行うものとする。
- ・新潟県以外の地域等への移動又は新潟県以外の地域等からの来訪者との会合等を行った場合は、別表のとおり健康観察に心がける。

※ 上記 1 及び 2 における特別休暇は、職員の勤務時間、休暇等に関する規程第 26 条第 16 号 (非常勤職員にあっては、非常勤職員就業規則第 50 条第 4 号) に規定する出勤することが著しく困難であると認める場合として取り扱うものとします。

担当 総務部労務福利課 伊藤
TEL: 025-262-6032

新型コロナウイルス感染防止に伴う特別休暇等の取扱いについて

1 自宅待機

	症状等	休暇等	健康チェック等
(1)	強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、高熱等	±週間発症の日を1日目として7日間（または症状消失まで）の自宅待機（特別休暇）	「健康チェック票（風邪症状）教職員用」を記録し、自宅待機期間終了後、所属長に提出。 ※自宅待機期間中に症状が消失した場合、健康チェック票を所属長に提出し、保健管理センターが問題ないと判断した場合、自宅待機解除。
(2)	濃厚接触者で、PCR/抗原検査で陰性又は未検査	最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間を0日目として、5日間の自宅待機（特別休暇）（6日目から出勤可能）。 ただし、自宅待機2日目及び3日目の抗原定性検査キット*を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目の検査結果確認まで自宅待機（検査結果確認後、出勤可能）	「健康チェック票（濃厚接触）教職員用」を記録し、出勤時に所属長に提出。 自宅待機期間終了後、最終曝露日（陽性者等との接触等）から10日間を0日目として7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行うこと。

*検査は稟事承認されている抗原キットを使用し、鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いること。

2 自宅での休養の勧奨

	症状等	休暇等	健康チェック等
(1)	発熱等の風邪症状等	自宅での休養 やむを得ない期間は特別休暇	「健康チェック票（風邪症状）教職員用」を記録し、出勤時に所属長に提出。
(2)	濃厚接触の可能性	自宅での休養 やむを得ない期間は特別休暇	「健康チェック票（濃厚接触）教職員用」を記録し、出勤時に所属長に提出。 PCR/抗原検査を受けた場合、3(1)又は1(2)の対応へ。 濃厚接触者以外で、PCR/抗原検査で陰性の場合、検査後±週間の翌日から7日間、「健康チェック票（非濃厚接触でPCR/抗原検査陰性）教職員用」を記録し、出勤時に所属長に提出。

3 その他

	状態・行動等	休暇等	健康チェック等
(1)	PCR/抗原検査で陽性		退院後（宿泊療養等の解除を含む）の翌日から7日間、「健康チェック票（出勤者の健康観察）教職員用」を記録し、所属長に提出。
(2)	県外への移動等		移動後の翌日から±週間7日間の健康観察に心がける（健康チェック票等の提出は不要）。 必要に応じて、「健康チェック票（出勤者の健康観察）教職員用」及び「行動履歴記録票教職員用」の提出を求める場合がある。
(3)	県外からの来訪者との会合等		会合後の翌日から±週間7日間の健康観察に心がける（健康チェック票等の提出は不要）。 必要に応じて、「健康チェック票（出勤者の健康観察）教職員用」の提出を求める場合がある。

新型コロナウイルス感染防止に伴う特別休暇等の取扱いについて

1 自宅待機

	症状等	休暇等	健康チェック等
(1)	強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、高熱等	発症の日を1日目として7日間（または症状消失まで）の自宅待機（特別休暇）	「健康チェック票（風邪症状）教職員用」を記録し、自宅待機期間終了後、所属長に提出。 ※自宅待機期間中に症状が消失した場合、健康チェック票を所属長に提出し、保健管理センターが問題ないと判断した場合、自宅待機解除。
(2)	濃厚接触者で、PCR/抗原検査で陰性又は未検査	最終曝露日（陽性者との接触等）を0日目として、5日間の自宅待機（特別休暇）（6日目から出勤可能）。 ただし、自宅待機2日目及び3日目の抗原定性検査キット*を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目の検査結果確認まで自宅待機（検査結果確認後、出勤可能）	「健康チェック票（濃厚接触）教職員用」を記録し、出勤時に所属長に提出。 自宅待機期間終了後、最終曝露日（陽性者等との接触等）を0日目として7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行うこと。

*検査は薬事承認されている抗原キットを使用し、鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いること。

2 自宅での休養の勧奨

	症状等	休暇等	健康チェック等
(1)	発熱等の風邪症状等	自宅での休養 やむを得ない期間は特別休暇	「健康チェック票（風邪症状）教職員用」を記録し、出勤時に所属長に提出。
(2)	濃厚接触の可能性	自宅での休養 やむを得ない期間は特別休暇	「健康チェック票（濃厚接触）教職員用」を記録し、出勤時に所属長に提出。 PCR/抗原検査を受けた場合、3(1)又は1(2)の対応へ。 濃厚接触者以外で、PCR/抗原検査で陰性の場合、検査の翌日から7日間、「健康チェック票（非濃厚接触でPCR/抗原検査陰性）教職員用」を記録し、出勤時に所属長に提出。

3 その他

	状態・行動等	休暇等	健康チェック等
(1)	PCR/抗原検査で陽性		退院（宿泊療養等の解除を含む）の翌日から7日間、「健康チェック票（出勤者の健康観察）教職員用」を記録し、所属長に提出。
(2)	県外への移動等		移動の翌日から7日間の健康観察に心がける（健康チェック票等の提出は不要）。 必要に応じて、「健康チェック票（出勤者の健康観察）教職員用」及び「行動履歴記録票教職員用」の提出を求める場合がある。
(3)	県外からの来訪者との会合等		会合の翌日から7日間の健康観察に心がける（健康チェック票等の提出は不要）。 必要に応じて、「健康チェック票（出勤者の健康観察）教職員用」の提出を求める場合がある。